

正しい納税で 明るいくらしを

所得税・県市民税・事業税

申告期限 3月15日



★三月号は市庁舎落成記念特集号のため、発行日が3月15日になる予定です。広報委員会

春の火災予防週間 (28日～3月13日)

市の消防署では、地区別の消防パレードや火災予防の啓発運動を行ないませんが、市民1人1人が火の守りをかためたいものです。

申告の手引

ことしも所得税、県市民税、事業税などの申告の時期になりました。
適正で公平な課税が行なわれるために正しい申告が望まれています。

所得税

確定申告は二月十六日から三月十五日まで高知税務署で受け付けます。

★申告のいる人

一般の人……所得金額が所得控除一覧表の各所得控除額の合計額より多い人

サラリーマンの人……給与の収入金額が五百万円をこえる人

▼給与所得のほかに、たとえば家

賃、原稿料などの所得が十万円をこえる人

▼二カ所以上から給与を受けている人で年末調整された給与以外の所得金額の合計額が十万円をこえる人。

▼同族会社の役員などで、その会社から給与のほかに貸付金の利子や店舗、工場などの賃貸料、機械器具の使用料などの支払いを受けている人。

▼家事使用人などで給与の支払いを受けるときに所得税を源泉徴収されなかったことになっている人

▼災害を受けた人で給与について災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた人。

事業税

四十八年度から個人事業税の申告は、県市民税の申告書によることになりました。このため、後免県税事務所へ申告書を提出する必

所得控除一覧表

控除の種類	所得税	県市民税
①基礎控除	200,000円	160,000円
②配偶者控除	200,000	150,000
③扶養控除	140,000	120,000
ただし配偶者のない人の1人目	150,000	140,000
70才以上の老人	160,000	140,000
④生命保険料控除(最高限度)	37,500	27,500
⑤医療費控除(最高限度)	1,000,000	1,000,000
⑥社会保険料控除	支払った額	支払った額
⑦損害保険料控除		
短期のもの(最高限度)	2,000	なし
長期または長期・短期両方のもの(最高限度)	10,000	なし
⑧障害者控除	120,000	120,000
特別障害者は	160,000	140,000
⑨高齢者、寡婦、勤労学生控除	120,000	120,000

市民税、県民税は税制調査会の答申による額であり、確定したものではありません。

要がなくなりまし。なお、本年度の改正(税制調査会の答申)は事業主控除が六十万円から八十万円となります。

県市民税

★申告の方法

市民税と県民税は一つの用紙により三月十五日までに税務課(一階北側)へ申告してください。申告用紙は連絡員を通じて配付されます。

★申告を必要としない人

▼四十七年中の所得が市民税の基礎控除額以下の人
▼四十七年一月一日現在で生活扶

助(医療扶助のみの単給の場合)は該当しません。を受けている人。

▼四十七年分の所得について、税務署に確定申告書を提出した人

▼四十七年一月一日現在、給与・俸給、給料、賃金、年金、恩給および賞与など、これらの性質を有するもの(を受けているもので、昨年中に給与以外の所得のない人。ただし、給与の支払者から市役所に給与の支払報告のないものは申告の必要がありません。

▼四十八年一月二日以降に南国市民となった人。